

平成29年度 予算編成方針

松原市

1. 基本的な考え方

平成 29年度は、本市のまちづくりの指針となる「新たな総合計画」策定の第一歩として、また、市民との協働で推進してきた、セーフコミュニティ再認証に向けた取り組みの総括として、非常に重要な年度となる。

今後の「まつばら」を見据えた「新たな総合計画」を策定するには、これまでの第 4 次総合計画に位置づけた取り組む施策について、その内容やプロセスを徹底的に検証・評価し、修正を加えることで新たな目標を設定していかなければならない。

「挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら」を実現し、さらに発展させ、次世代に繋いでいくためには、まちの活性化が不可欠である。松原市で「生まれ」「学び」「働き」「家庭を築き」「子どもを産み育てる」という好循環をめざし、平成 29 年度は以下の基本方針に基づき、予算の編成に取り組むものとする。

1) 第 4 次総合計画の徹底した検証

- 第 5 次総合計画策定に向け、第 4 次総合計画の徹底した検証・評価

2) 安心・安全なまち日本一に！！

- セーフコミュニティの取り組み
市民との「協働の輪」を広げ、次世代の人財を育成
平成 30 年度セーフコミュニティの再認証に向けた総括
自転車事故など怪我の重症化防止に向けた環境づくりの推進
- 平成 29 年度インターナショナルセーフスクールの認証取得と成果の反映
- 防犯意識の高いまちづくりの推進
自転車盗及び放置自転車対策など
防犯カメラ・防犯灯の設置による防犯対策
- 安心・安全な居住環境の整備
管理不十分な空き家等に対する適正管理の指導
道路改良や歩道設置、歩道の段差解消など歩行者の安全確保
駅のバリアフリー化の推進
- 災害・事故に強いまちづくり
災害に強いライフラインの構築（中央環状線など配水管の耐震化）
橋りょうなどインフラ施設の計画的な更新
天美地区における雨水機能の向上

3) 長生き日本一に！！

- 予防接種や健康診査等、疾病予防の充実
- 介護予防などの充実による健康寿命の延伸
- まつばらテラス（輝）を活用した多世代交流
- スポーツに親しめる環境づくり
三宅東公園など、市内スポーツ施設のさらなる活用に向けて

4) 便利・清潔なまち日本一に！！

- 幹線道路沿道等の計画的な土地利用
天美地区土地区画整理事業及び周辺道路の環境整備
新堂地区のまちづくり
- 新図書館建設に向けた取り組み
- ごみの減量化に向けた取り組みの周知徹底

5) 地方創生・地域活性化の促進と若者世帯の定住人口獲得

- 定住人口獲得など企業立地促進制度のさらなる活用（障害者雇用含む）
- 子育て世帯が安心して働けるまちづくり
通年の待機児童ゼロへの取り組みと保育環境の充実
在宅子育て世帯への支援の充実（園庭開放など）

6) 松原市がもつ特性、優位性を活用した松原ブランドのPRを促進

- 市のもつ魅力や資源、利便性を市内外にPR
（観光親善大使の活用、まつばらマルシェの賑わい創出、
地元特産物・観光資源の掘り起こし、ふるさと納税のさらなる獲得）
- 海外都市との連携
教育、スポーツ、文化、産業など幅広い国際交流（台湾台北市文山区ほか）

7) 持続可能な財政運営に向けたさらなる健全化

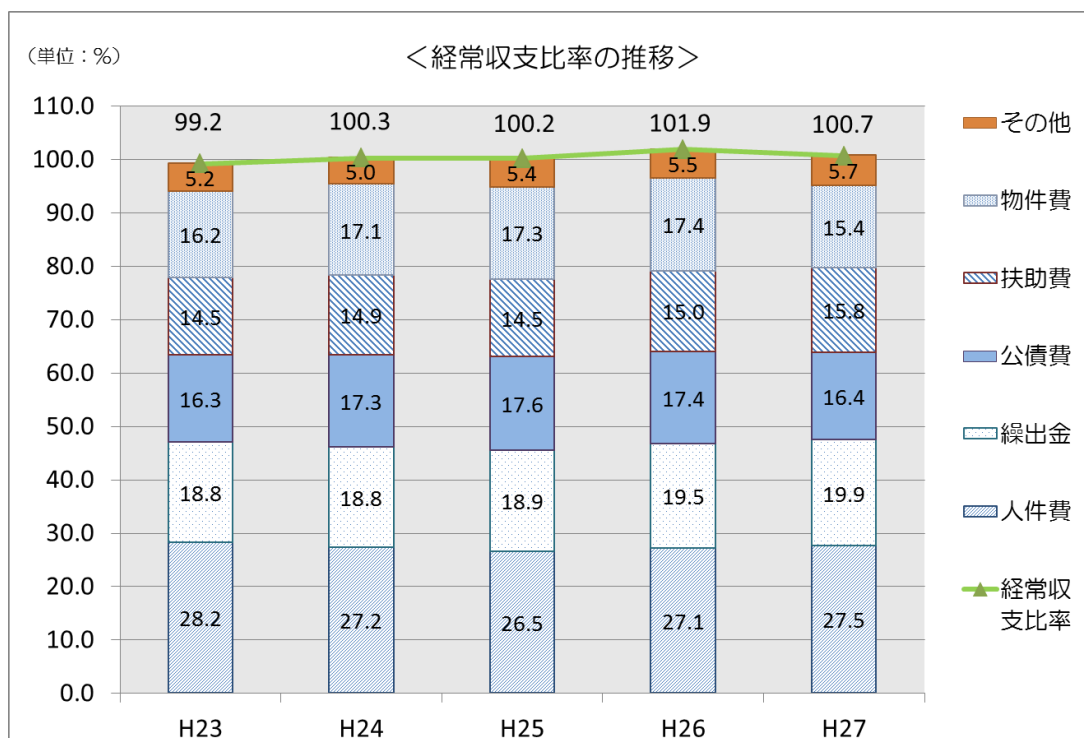
- 公有財産の有効活用と整理・統合
若林地区、阿保第2浄水場、元あまみが丘幼稚園用地、小川団地等
- 自主財源の確保
市税、保険料、使用料等の収入未済額の整理促進と新規滞納の抑制
企業誘致と雇用創出による、将来の財源確保の取り組みを推進
- 経常歳出の抑制
限られた財源の効果的・効率的な活用による経常歳出の抑制
経常収支比率 100%未満の達成

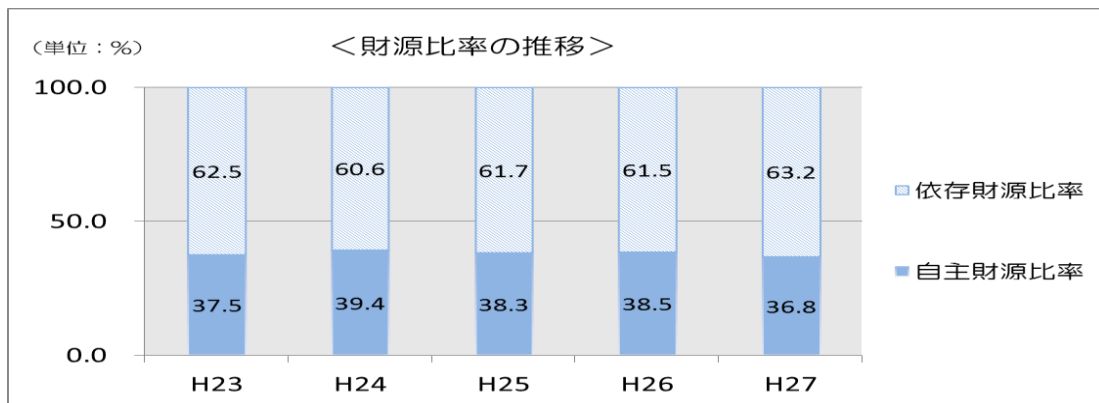
2. 本市の財政状況と今後の見通し

平成27年度普通会計決算	
歳入総額	428億4,134万2千円
歳出総額	425億5,529万7千円
実質収支	2億7,867万1千円（黒字）
単年度収支	6,848万3千円（黒字）
経常収支比率	100.7%
自主財源比率	36.8%
平成27年度末基金現在高	23億8,498万7千円

平成27年度の普通会計決算は、歳入においては消費税率引き上げの影響による通年化により、地方消費税交付金が大幅に増加したものの、税制改正等に伴う法人市民税、評価替えの影響に伴う固定資産税などの減収により市税総額は減少しています。一方、歳出においては、消費税率の引き上げに伴う社会保障関連経費の拡充や低所得者向け保険料軽減措置の実施などにより、扶助費や繰出金で増加するほか、地域手当の改定などにより、人件費で増加しました。

こうした中、可燃ごみの共同処理の開始や指定管理者制度の導入、公共施設の整理統合などの行革効果により、収支の健全化を図ることができました。

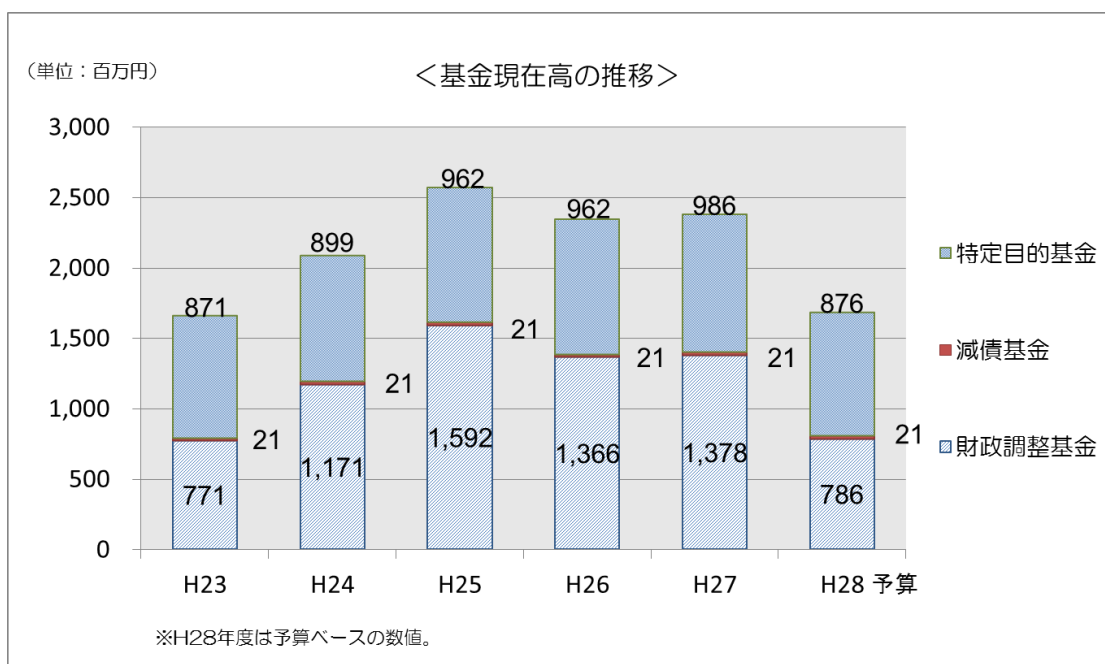




また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、昨年度より1.2ポイント改善し、100.7%となりましたが、財政構造は依然として硬直化しています。性質別にみると扶助費で0.8ポイント、繰出金で0.4ポイント、人件費で0.4ポイント増加した一方、物件費で2.0ポイント、公債費で1.0ポイント減少しています。

今後の財政運営については、公共施設の維持管理・更新経費に加え、高齢化の進展により、ますます増大することが予想される社会保障関連経費への対応など、消費税率の引き上げ再延期に伴う財源不足が危惧されます。国の地方財政計画において、地方歳出の総額抑制が進められている状況や、少ない基金現在高なども踏まえると、依然として厳しい財政状況にあります。

今後においても、健全財政を維持し、持続可能な安定した財政運営を行っていくためには、市税等収納率の向上はもちろん、企業誘致による市内産業経済の活性化策や、就業人口獲得に向けた子育て世帯を呼び込む施策など、自主財源の確保が重要となるほか、公共施設の統廃合や民間活力の導入、超過勤務時間の抑制など、経常歳出の見直しが必要となってきます。



3. 重点見直し項目

予算要求にあたっては、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況や事業に要するコストを認識し、下記に示す項目については特に留意すること。

1) 歳入確保の取り組み

財源不足に対する措置として、売却可能資産の洗い出しや資産の有効活用のほか、国・府補助金制度の理解により、特定財源の確保に努めること。

市税及び保険料などの収入未済額について、市民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、滞納整理の促進と新規滞納の抑制に向けて実効性、効率性のある対策を講じ、収入の確保を図ること。

2) 収支均衡型の財政構造に向けて

予算・職員・施設等の資産といった行政の経営資源は有限であることを意識し、真に必要な施策や事業を「選択と集中」の観点から優先順位を付けること。

また、新規事業の導入、既存事業の拡充等については、原則として各部局における既存事業の廃止又は新たな財源確保により財源を捻出した上で予算要求すること。

3) 公有財産の有効活用と整理・統合

公共施設の老朽化による維持更新経費の増加が見込まれることから、施設の統廃合等も視野に、将来にわたって最適な維持管理、運営が行えるよう公共施設等の更新計画について検討すること。

4) 事務事業の把握と説明責任

既存・新規を問わず予算要求に際しては、事務事業の目的や見直し項目、要求金額、財源構成等に留意し、担当部署内で十分協議、検討の上、作成すること。また、所属長においては説明責任を果たすべく、財源を含めた内容を完全に把握した上で予算ヒアリングに臨むこと。

5) 事業の早期完成

投資的経費をはじめとするすべての事業について、予算執行する上で障害となる課題や問題点を事前に抽出・把握しながら、予め対処しておくなど、事業の早期着工、早期完成に努め、行政サービスの早期実現を図ること。

4. 特に留意すべき事項

1) セーフコミュニティ再認証に向けた取り組み

平成 30 年度セーフコミュニティ再認証に向けて、市民や各種団体との協働による取り組みの推進、検証と改善の積み重ねを継続的に行い、次世代に「安心・安全なまち日本一！！」を繋いでいくよう、事業の取り組みを進めること。

また、平成 29 年度インターナショナルセーフスクールの認証取得に向けた取り組みについても、三中校区のみならず各学校へも波及させ、次世代のパートナーづくりに向けて引き続き取り組むこと。

2) 情報発信力の強化による松原市の魅力アピール

市民との協働による情報発信手段である「松原市情報とどけ隊」、観光親善大使である「flumpool」、「マッキー」や「まつばらくん」を活用し、市内外に松原市の魅力、観光資源について効果的に発信すること。

3) 産学官の連携

松原商工会議所・阪南大学・松原市の「産学官包括連携協定」に基づき、それぞれの持つ、知的・人的・物的資源を活用し、地場産業の支援・新たな産業の創出といった地域の活性化を図ること。

4) 一般事務費の枠配分

「一般事務費」については、枠配分の方式により前年度予算額の 10%以上を減額した上で予算配分を行うので、各課は主体性と自主性を発揮し予算要求に取り組むこと。なお、削減額の達成が困難な場合は、各部局で調整し予算要求すること。よって、予算執行時における流用は認めないので留意すること。

5) 予算編成過程の情報公開

本年度も予算編成過程における情報公開を行うため、各事業の必要性、事業費の積算、財源等について、対外的に説明責任が果たせるよう各担当部署内で十分議論すること。

6) 特別会計の予算編成

特別会計の予算編成については一般会計に準じて行うが、独立採算の原則に基づき、当該会計の経営効率の改善と自主財源の確保を図り、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう留意すること。

特に累積赤字のある会計はその赤字の解消を図るべく、適正な料金体系の算定や収納率の向上に徹底した内部努力を尽くすこと。

5. 個別的経費

◆ 歳入

1) 市税

市税は歳入の根幹をなし、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢（景気動向・企業業績等）に十分留意し、課税客体を的確に捕捉し、適正に見積もること。

また、税の負担公平の原則に基づき、滞納繰越分について一層の対策強化を図るだけでなく、納税意識の啓発及び口座振替の推進等の徴収事務の効率化についても努力を払うこと。

2) 地方交付税、各種譲与税・交付金など

地方財政計画や府の予算編成の動向を十分勘案の上、的確に見積もること。

また、地方交付税の算定において基礎数値となる各種台帳（道路・公園・下水道台帳等）の整備は随時速やかに行うこと。

3) 使用料及び手数料など

使用料、手数料及びこれらに準ずる収入については、過去の実績及び将来予測により利用（使用）者数を把握し、的確に見積もること。なお、これらは特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から、対象事務に係る経費との差が著しいものについては見直しを行い、減免等の措置については適正化を図ること。

また、徴収手続きについては、法令の定めのとおり運用し、収入未収金が生じることのないように十分注意すること。

4) 国庫、府支出金

国・府の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率等の状況について、関係機関との連絡を密にしながら情報収集に努め、制度や改正内容を十分把握し、的確な額を計上すること。

なお、補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果、将来負担（更新費用・ランニングコスト）を十分検討し、安易な補助事業の実施は厳に慎むこと。また、単に国・府の事情によって補助金が廃止又は縮減されたものについては、普通交付税に算入される場合はともかく、事業そのものを廃止又は縮減することとし、市債や一般財源への振り替えは認めないので留意すること。

5) 市債

後年度負担を考慮し、事業自体の必要性を十分検討した上で厳選すること。

また、国の地方債計画、同意等基準等を把握し、補助対象事業、補助基本額、補助率等を再確認した上で、交付税算入が講じられる市債を活用し、発行額全体の抑制を図るべく適正額を見積もること。

なお、予算計上にあたっては、設計書等により起債対象経費を明確に示したうえで要求すること。

6) 財産収入

未利用地及び公共施設の統廃合により不要となるような遊休資産等については、将来の利活用について十分検討し、財源確保の手段として積極的に有償貸付や売却処分を進めていくこと。

また、歳計現金等の資金については、様々な運用方法を検討し適切に管理すること。

7) その他の収入

諸収入等、その他の収入については、広告掲載やインターネット公売等、民間の手法や他市での成功例を取り入れ、金額の多少にかかわらず、積極的な財源の確保を図ること。また、ふるさと納税については、地域の活性化を図る有効な財源として拡充に努めること。

◆ 歳 出

1) 人件費

①人件費所要額については、平成29年4月1日の職員見込数を基礎として算定すること。

なお、時間外勤務手当については、業務内容を見直す等、効率的な業務遂行となるよう創意工夫を図り、前年度比10%減以上とする。

②非常勤職員の配置については、正規職員との役割分担を明確にした上で、その必要性、専門性をゼロベースから検証し見直しを図ること。また、要求額についても、現行の業務内容や人員を正確に把握し、その配置や勤務時間等を細部から徹底的に見直し、雇用人員及び雇用期間等の縮減に努め、前年度比マイナスで要求すること。

なお、要求に際しては、人事課及び財政課との事前協議を前提とし、人事課で一括計上するものとする。

2) 物件費

①旅費について

ア. 特別旅費については、部長特別旅費の範囲内で部内対応とする。なお、積算に際しては計画性を持って、人数、行き先等必要最小限に止めることとし、定期的・慣例的な大会等への出席、視察研修については原則認めないので留意すること。

イ. 普通旅費については、原則前年度比10%減以上とする。

②交際費については、前年度以内とし、かつ必要最小限とする。

③賃金（人夫賃）については、前年度以内とする。

④委託料については、入札を前提に積算することとし、委託の在り方や方法を十分検討した上で、原則前年度以内で要求すること。また、要求に際しては業者の見積書を安易に計上することなく、必要最小限の範囲に見直すこと。

なお、各種計画書の作成等、職員で対応できる項目については、原則として委託を認めないので留意すること。

※シルバーの単価については別途通知する。

⑤手数料（人的なもの）については、前年度以内とする。

⑥需用費等について

ア. 食糧費については、原則ゼロ査定とする。

イ. 光熱水費については、地球温暖化防止の観点等から冷暖房の抑制、間引き照明等一層の経費節減に努めることとし、前年度比5%減以上とする。

ウ. 燃料費について、使用量で前年度比5%減以上とする。市内においては自転車を活用し、公用車の使用を抑制すること。また、単価については平成28年10月1日を基礎とし別途通知する。

エ. 印刷製本費については、パソコン等を活用した自前作成を原則とし、ホームページ等の電子媒体や映像を用いた方法を積極的に活用する等可能な限り最少の経費で要求すること。

オ. 通信運搬費については、電子メールや防災行政無線等を活用し、原則前年度比5%減以上とする。また、郵便物の発送については、部課間等で横断的に連携して工夫を凝らす等削減に努めること。

カ. 紙の使用量については、両面印刷の徹底やペーパーレス会議の実施等積極的に削減に努めること。

キ. その他の需用費については、原則前年度比10%減以上とする。

⑦備品購入費については、使用頻度、耐用年数、後年度負担等を考慮の上、市民サービスに直結するものに限定して要求すること。

なお、予算措置された備品購入費について、執行の遅延が見受けられるが、再配当は行わないので速やかに執行すること。

⑧使用料及び賃借料については、原則前年度以内で要求すること。

なお、土地、建物については安易に賃借することなく、既存の公有財産の活用や将来的見地からの購入等、最適な方法を検討すること。

また、契約更新に際しては、契約条件を見直し、単価や関係経費を削減すること。

⑨政策的経費における物件費（需用費、役務費、委託料等）については、単価、員数等を十分検討、精査の上、要求すること。

3) 維持補修費

公共施設等については、施設利用者の安全確保に十分配慮し、松原市公共施設等総合管理計画を踏まえた年次計画等を策定の上、経費を見積もること。

なお、施設利用者の減少や老朽化が著しい施設、整理統合が予定されている施設については、その必要性を十分に検討し、必要最小限の要求とすること。

4) 扶助費

国・府の制度によるものについては、その動向の把握に努めるとともに、近隣市町村と比較検討の上、過大に見積もることなく適正な事業費を計上すること。

また、金銭給付等の市単独事業については、その目的や効果を検証し、他の制度との整合性も十分に検討した上で、積極的に見直しを図ること。

5) 補助費等

①報償費については、別紙基準表に基づき積算することとし、事務の内容を見直した上で、前年度比5%減以上で要求すること。

②負担金、補助及び交付金について

ア. 補助金については補助金見直し基準に基づき補助対象を明確にした上で、補助金支出の根拠となる公益性及び効果・必要性等を改めて検証し、予算要求に反映させること。また、補助率、補助額、終期設定等の見直しを行うとともに、他の補助制度との統合、廃止を検討すること。

イ. 団体補助金については、事業補助金への速やかな転換を図るとともに団体の自主的運営や効率的運用について監査・指導を強化し、自立化を促進すること。また、補助事業者の収支内容や余剰金の状況等も確認しておくこと。

ウ. 補助金の創設については、原則認めないこととするので留意すること。

エ. 負担金、分担金については支出効果を検証し、事業効果の低いものについては、整理縮小を進めること。また、各種協議会等への負担金は原則廃止とする。

③市民対象の傷害保険については、全国市長会の市民総合賠償補償保険に一本化して加入することとし、個別の保険加入は認めないので留意すること。

6) 公債費

償還計画を精査の上、積算するとともに、一時借入金利子についても、年度内の資金計画を精査の上、算定すること。

7) 投資的経費

①必要事業量は確保の上、工法等の見直しによるコスト縮減を図り、実施事業の選択と集中により、メリハリのある予算要求をすること。

②補助事業については、国の予算編成等の動向を的確に把握し、要求すること。なお、制度の廃止・縮小等により補助金が削減あるいは不採択になった場合、単独事業への振替は一切認めないので関係機関と十分調整を図り、事業縮減又は執行中止も検討すること。また、補助金、市債等の算出に当たっては、国・府の動向を注視し、検討、精査の上、要求すること。

③事業を繰越すことがないよう現年度で完成できる範囲内で要求し、経費の積算に当たっては、技術革新、仕様品目等に検討を加え、より経済的に施工できるよう研究すること。

④新たな施設の建設については、活用の度合いや既存の施設の統廃合を検討した上で要求することとし、完成後の維持管理経費等、将来にわたる財政負担が多大とならないよう留意すること。

⑤積算に当たっては法律の基準を順守し、また、執行に関しては工種や発注時期を考慮し工夫すること。

8) 繰出金

特別会計への繰出金については独立採算の原則のもと、自立に向けた経営の合理化を前提に、経営健全化のさらなる促進と経営基盤を強化する観点から要求することとし、総務省繰出基準を基礎に見積もること。

9) 積立金

目的、必要性等を勘案の上、積算基礎を明らかにし、経費を見積もること。

10) ICT関連経費

システムの導入については、住民サービスの向上と業務改善の視点から検証するとともに、将来におけるシステム更新経費等、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにし要求すること。なお、ICT関連経費については、担当課において積算根拠を十分把握するとともに、総務情報課と事前協議した上で要求すること。

以上、歳入歳出予算見積書作成に当たり、法令等に準拠するものにあっては、根拠法令、積算内訳を明確にすること。なお、歳入のうち特定財源については、必ず財源充当を行い要求すること。